

## 〈延滞金の計算について〉

1 納期限までに税金を完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%の割合（平成26年1月1日以後の期間については、各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、当該特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合）で計算した額の延滞金が徴収されます。

納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までは前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）、平成26年1月1日以後の期間は各年の特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合））で計算した額の延滞金が徴収されます。

※法人町民税で確定申告書の提出期限の延長を受けた期間内の延滞金の率は、商業手形の基準割引率により変わります。

(注) 特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合。

- 2 (1)税額が2,000円未満の場合は徴収されません。
- (2)税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切捨てて計算してください。
- (3)延滞金に100円未満の端数がある場合は、これを切捨ててください。
- (4)延滞金の金額が1,000円未満の場合は、徴収されません。
- (5)修正の申告又は更正の通知をした日が本来の申告書を提出した日の翌日から1年を経過する日以後のときは、その1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日又は更正の通知をした日までの期間は延滞金の計算の基礎となる日から除かれます。ただし詐欺その他不正の行為によって町民税を免れた法人等が更正が行われることを予知して修正申告書を提出した等の場合は控除は認められません。

### ◎納付場所（大熊町指定金融機関等）

- 東 邦 銀 行
- ふたば農業協同組合
- 大 東 銀 行
- 福 島 銀 行
- 相双五城信用組合
- あぶくま信用金庫
- 大熊町役場出納室

◎指定金融機関等以外の金融機関から振替納付の方は、「東邦銀行 大熊支店 普通口座240 大熊町会計管理者」へお願いいたします。  
また、郵便振替で納付される場合は「02250-9-3572 福島県双葉郡大熊町会計管理者」へお願いいたします。

### ◎納付場所（大熊町指定金融機関等）

- 東 邦 銀 行
- ふたば農業協同組合
- 大 東 銀 行
- 福 島 銀 行
- 相双五城信用組合
- あぶくま信用金庫
- 大熊町役場出納室

◎指定金融機関等以外の金融機関から振替納付の方は、「東邦銀行 大熊支店 普通口座240 大熊町会計管理者」へお願いいたします。  
また、郵便振替で納付される場合は「02250-9-3572 福島県双葉郡大熊町会計管理者」へお願いいたします。

### ◎納付場所（大熊町指定金融機関等）

- 東 邦 銀 行
- ふたば農業協同組合
- 大 東 銀 行
- 福 島 銀 行
- 相双五城信用組合
- あぶくま信用金庫
- 大熊町役場出納室

◎指定金融機関等以外の金融機関から振替納付の方は、「東邦銀行 大熊支店 普通口座240 大熊町会計管理者」へお願いいたします。  
また、郵便振替で納付される場合は「02250-9-3572 福島県双葉郡大熊町会計管理者」へお願いいたします。